第　３７　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
三角港波多マリーナ	宇城市三角町三角浦１１６０番地の１５３	三角町漁業協同組合 代表理事組合長 石本重治	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県港湾管理条例（昭和４１年熊本県条例第４２号）第１６条第１項の規定に基づき、三角港波多マリーナの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。